

答 申 情 第 1 8 2 号

令 和 6 年 1 0 月 1 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年10月11日付け産地第97号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

組合員店舗表彰における京都市長賞の交付に係る文書の公文書一部公開決定事案（諮問情第287号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分において非公開とした部分のうち、審査請求人が公開すべきとする部分については、公開すべきである。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和5年5月12日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「業種別組合の総代会での組合員店舗表彰における京都市長賞の交付について（令和5年度）」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

なお、その他の請求内容については、本件審査請求において争点とされていないため記載を省略する（以下同じ。）。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「業種別組合の総代会での組合員店舗表彰における京都市長賞の交付について（令和5年4月14付け起案）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和5年6月9日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号及び第6号に該当

個人の氏名及び住所については、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公開することにより、本市が行う表彰事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため。

(3) 審査請求人は、令和5年9月11日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分のうち条例第7条第1号及び第6号に該当するとして非公開とした部分（以下「本件非公開部分」という。）の処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、京都たばこ商業協同組合（以下「組合」という。）が実施する組合員店舗表彰に当たり、当該組合から、所属する組合員が50年を超えて経営し、市民の豊かな生活を支えてきた「店舗」に対する京都市長賞の交付にあたり作成したものである。

(2) 条例第7条第1号及び第6号に該当することについて

ア 条例第7条第1号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の

配慮をするために、特定の個人を識別することができるもの等を原則として非公開とすることを定めたものである。

審査請求人は、本件非公開部分である「店舗の代表者」及び「店舗の所在地」について、事業を営む個人の当該事業に関する情報であるから、同号に規定する個人情報に該当しないと主張している。

本件市長賞は、長年経営を続けてこられた「店舗」に対して、授与されるものであり、「個人の事業主」に対して授与されるものではない。確かに、申請書の記載欄には、「店舗の代表者」及び「店舗の所在地」を記載してもらっている。しかしながら、あくまでも市長賞の交付対象は、「店舗」であり、市長賞の審査において店舗の実態を把握するために、記載いただいているものである。

また、たばこ店においては、店舗兼居宅の場合も多く、その場合は、「店舗の代表者」と「店舗の所在地」が、当該代表者の個人としての氏名及び住所となり、同号に規定する特定の個人を識別することができる情報として、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

イ 条例第7条第6号は、本市等が行う事務事業の中には、監査、契約、調査に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、公開することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適切な執行が妨げられるものがあるため、これらに係る情報について、非公開とすることができることを定めたものである。

上記アに記載のとおり、「店舗の代表者」及び「店舗の所在地」については、店舗の実態を把握するために記載いただいている情報である。

本市では、組合をはじめとする、各種組合と連携し、市内の事業者の事業活動の振興や支援等を行っている。組合独自の表彰制度において、本市としても優良な組合員を市長賞として表彰することは、市内事業者の事業活動の発展と地域商業の振興に寄与するものと考えている。

本件事案は、店舗を表彰するものであるから、本市としては、候補とされた店舗の実態把握は必須であり、そのために、申請時点での代表者の氏名及び店舗の所在地の記載を求めているものである。

市長賞の申請に当たり提出しているこれらの情報を公開した場合、組合がこれらの情報を本市に提出することをためらい、店舗名のみ申請になると本市として市長賞の交付の適否を判断する事務に支障が生じるおそれがあり、条例第7条第6号に該当すると判断する。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件情報が事業を営む個人の当該事業に関する情報であることからすると、条例第7条第1号に規定する個人情報に該当しない。また、条例第7条第6号にも該当しない。

(2) 上記4(1)の「市民の豊かな生活を支えてきた」を否認。タバコは100害あって1利なしであるとされることからすると、市民の豊かな生活を支えてきたとはいえない。

(3) 上記4(2)アについて、市長賞の交付対象が「店舗」であることは認めるものの、店舗の代表者及び所在地が条例第7条第1号に規定する個人情報であることについては否認。京の商い50年表彰実施要綱第2条(3)には、「表彰の時点で、同一の立地場所で50年を超えて営業していること。」、また第2条(4)には、「表彰の時点で、同一の経営主体が50年を超えて経営していること。」が要件として規定されていることからすると、店舗の所在地は営業場所として、また店舗の代表者は経営者として、記載されているものと認められる。したがって、それらは事業を営む個人の当該事業に関する情報であることからすると、条例第7条第1号に規定する個人情報に該当しない。

なお、中村薬店及びぱん・ぼっくすは店舗に居宅を兼ねていないため、それぞれ中村元信、石谷治は居住していない。その他店舗は居宅を兼ねているものの、上記の理由により、店舗の代表者及び所在地は、個人情報ではない。

(4) 上記4(2)イの第3段落の「地域商業の振興に寄与する」を否認。タバコは100害あって1利なしであることからすると、タバコ店への表彰が地域商業の振興に寄与するとはいえない。

(5) 上記4(2)イの第5段落を否認。これらの情報を公開したとしても、事業を営む個人の当該事業に関する情報であることからすると、組合が提出をためらう理由は何らない。なお、店舗名のみ申請になるとしても、本市の事務に支障が生じるおそれはない。申告書の記載に不備があるとして、却下すれば足りるのであり、仮に店舗名をもとに審査をするにしても、店舗名をインターネット上で検索すれば、店舗の所在地はたちどころに判明するのであって、それらをもとに店舗の代表者を特定することも可能である。なお、中村薬店の代表者及び所在地は医療衛生企画課（薬務担当）が市のウェブサイトで公開していることからすると、同課にこれら情報を問い合わせれば何も困らない。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、業種別組合の総代会での組合員表彰における京都市長賞の交付に当たって、処分庁が決定を行った際の決裁文書であり、「決定書鏡」、「京都市長賞交付に係る申請書」、「京の商い50年表彰店舗申告書」7店舗分、「表彰式を行う総代会の概要」で構成されている。

(2) 本件審査請求の争点について

審査請求人は、本件公文書において処分庁が非公開とした部分のうち、「京都市長賞交付に係る申請書」の「店舗の経営者名又は代表者名」、「京の商い50年表彰店舗申告書」7店舗分の「店舗の代表者」及び「店舗の所在地」の公開を求めているので、当審議会においては、当該非公開部分の妥当性についてのみ、以下検討する。

(3) 本件処分について

ア 処分庁は、次の理由から条例第7条第1号及び第6号に規定する非公開情報に該当すると主張する。

(イ) 本件市長賞は、あくまでも「店舗」に対して、授与されるものであり、「個人の事業主」に

対して授与されるものではない。また、たばこ店においては、店舗兼居宅の場合も多く、その場合は、「店舗の代表者」及び「店舗の所在地」が、当該代表者の個人としての氏名及び住所となり、本件非公開部分は、特定の個人を識別することができる情報に該当するため。

- (イ) 「店舗の代表者」及び「店舗の所在地」は、店舗の実態を把握するために記載いただいている情報である。市長賞の申請時に提出している「店舗の代表者」及び「店舗の所在地」を公にした場合、たばこ商業協同組合をはじめとする、各種組合が当該情報を本市に提出することをためらい、店舗名のみ申請になると本市として市長賞の交付の適否を判断する事務に支障が生じるおそれがあるため。

イ 一方で、審査請求人は、次の理由から条例第7条第1号及び第6号に該当しないと主張する。

- (7) 京の商い50年表彰実施要綱第2条(3)及び(4)から、店舗の所在地は営業場所として、また店舗の代表者は経営者として記載されているものと認められることから、本件非公開情報が「事業を営む個人」の当該事業に関する情報であるため。

- (イ) 「事業を営む個人」の当該事業に関する情報であることからすると、組合が提出をためらう理由はなく、店舗名のみ申請になるとしても、本市の事務に支障が生じるおそれはないため。

(4) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の配慮をするために、特定の個人を識別することができるもの等を原則として非公開とすることを定めたものである。

そして、同号で規定する「個人に関する情報」からは、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除かれることが明記されている。

ここで、「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人を含み、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかは問わず、事業に関する一切の情報をいい、これについては、法人等と同一の取扱いをする必要があるため、本条第3号で定めている。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人情報、本号により、公開・非公開を判断する。

イ 当審議会において、本件公文書を見分したところ、「京都市長賞交付に係る申請書」の「店舗の経営者名又は代表者名」、「京の商い50年表彰店舗申告書」7店舗分すべての「店舗の代表者」及び「店舗の所在地」が非公開とされていることが認められた。

ウ 本件非公開部分が「個人に関する情報」にあたるか「事業を営む個人の情報」にあたるかは、本件公文書の性質から判断するしかないところ、一般に、たばこ店を営む個人の代表者が店舗に係る市長賞交付等のために行った申請は、純然たる個人の私的行為であることが書面上明らかに認められるなどの特段の事情がない限りは、事業を営む個人による「事業活動」の一環としての行為と捉えるのが社会通念上相当である。

本件の場合、上記のような特段の事情が認められず、また、申告書の項目名が「店舗の代表者」及び「店舗の所在地」となっている以上、「事業とは直接関係がない個人情報」ではなく、「事業を営む個人の情報」にあたることが明らかであると判断する。

なお、仮に居宅で事業を行っている事実があったとしても、「店舗の所在地」が居宅を兼ねているかどうかは個別の事情であり、申告書の項目名が「店舗の所在地」となっている以上、事業とは直接関係がない個人情報とはいえないと認められる。

エ よって、当審議会としては、本件非公開情報は、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当しないと判断する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、本市等が行う事務事業の中には、監査、契約、調査に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、公開することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適切な執行が妨げられるものがあるため、これらに係る情報について、非公開とすることができることを定めたものである。「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」にある「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が求められる。

また、本号は、事項的基準（「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」等）と定性的基準（「正確な事実の把握を困難にするおそれ」等）を組み合わせているので、事項的基準に該当し、かつ、定性的基準も満たしているかを慎重に判断する必要がある。

イ 当審議会において、本件非公開部分が第6号のアからオのいずれに該当するのか処分庁に確認したところ、アからオのいずれにも該当しないが、情報公開事務の手引に記載されている、「「その他当該事務又は事業」とは、本市等が行うあらゆる事務又は事業をいう。例示したものは、非公開情報が記録されていると考えられる典型的な事業であり、ここに掲げた支障以外の支障が生ずる場合を除外する趣旨ではない。」という旨を参照し、「その他当該事業の性質上、当該表彰事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として本件非公開部分を非公開にしたことが認められた。

ウ 確かに、処分庁が上記(5)イで主張するとおり、第6号のアからオに例示したものは典型的な事業であり、ここに掲げた支障以外の支障が生ずる場合を除外する趣旨ではないとされているため、当該事業が事項的基準に該当しうることは認められる。

エ 一方で、本件非公開部分が定性的基準を満たしているかを検討すると、当該事業は、処分庁が優良な店舗を市長賞として表彰するもので、店舗としては名誉なことであり、各店舗に対しプラスのイメージをもたらすものであると考えられる。当該事業の性質上、組合が本件非公開部分の提供をためらう可能性は極めて低く、また、万が一、店舗名のみ申請になった場合でも、処分庁が店舗名から「店舗の代表者」及び「店舗の所在地」を調べれば、店舗の実態は容易に把握できることから、処分庁の主張する事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれとは、あくまでも抽象的な可能性であり、法的保護に値する程度の蓋然性があるとはいえないと判断する。

よって、本件非公開部分を公にしても、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとはいえないと判断する。

オ よって、当審議会としては、本件非公開情報は、条例第7条第6号に規定する非公開情報にも該当しないと判断する。

(6) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和5年 10月11日 諮問
 11月10日 諮問庁からの弁明書の提出
令和6年 1月 4日 審査請求人からの反論書の提出
 8月23日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第4回会議）
 10月 1日 審議（令和6年度第6回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第2部会（部会長 石塚 武志）